

岡山市建築基準法施行細則(昭和43年市規則第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び岡山市建築基準法施行条例(平成12年市条例第118号。以下「施行条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(連署人及び代表者)

第2条 法、政令、省令、施行条例又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年者又は成年被後見人である場合においては法定代理人又は成年後見人、被保佐人である場合においては保佐人の連署を必要とする。

2 法、政令、省令、施行条例又はこの規則により許可、認定、指定(以下「許可等」という。)、承認、判定、検査又は確認の申請及び計画通知の手続を建築主に代つてしようとするときは、当該申請書に建築主の委任状を添えなければならない。

3 法、政令、省令、施行条例又はこの規則により申請又は届出をする者が法人である場合においては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

第3条及び第4条 削除

(許可等申請)

第5条 法の規定による許可又は認定(法第86条から第86条の5までの規定による許可又は認定を除く。)を受けようとする者は、省令に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ省令に規定する図書、別表1に掲げる図書並びに工場及び作業場、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあつては、工場等調書(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。

2 法第57条の2第1項の規定による指定を受けようとする者、法第57条の3の規定による指定の取消しを受けようとする者、法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けようとする者、法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可を受けようとする者、法第86条の2第2項の規定による許可を受けようとする者又は法第86条の5第1項の規定による認定若しくは許可の取消しをしようとする者は、省令に規定する申請書の正本、副本及び別表1に掲げる図書又は書面に、別表2の(あ)、(い)及び(う)を添えて市長に申請しなければならない。

3 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者又は法第86条の2第3項の規定による許可を受けようとする者は、省令に規定する申請書の正本、副本及び別表1に掲げる図書又は書面に、別表2の(あ)及び(い)を添えて市長に申請しなければならない。

4 施行条例第5条第1項ただし書、第2項ただし書若しくは第3項ただし書又は第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の適用除外の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第2号の2)の正本及び副本に、それぞれ別表1に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

5 市長は、許可等のため特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか参考となる図書を添付させることができる。

6 第1項から第4項までの許可等又は許可等の取消しを受けた後でなければ、法第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による計画通知(以下「確認等」という。)を要する建築物については、確認申請又は計画通知をすることができない。

7 市長は、第1項から第3項までの規定による許可等をしようとするときは省令の規定による通知書を、第4項の規定による認定をしようとするときは認定通知書(様式第2号の3)を許可等申請書の副本に添えて、申請者に通知するものとする。

(変更及び取りやめ等)

第6条 許可等を受けた者が当該工事を完了する前において、その申請書又は添付図書の内容(前条の変更を除く。)を変更しようとする場合は、各通知書を添えて改めて許可等を受けなければならない。ただし、その変更が既に許可等を受けた事項の範囲内であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 許可等又は確認等を受けた者が当該申請に係る計画を取りやめようとするときは、許可等又は確認等の通知書を添えて取りやめ届(様式第3号)を、許可等又は確認申請若しくは計画通知した者が許可等又は確認等を受ける前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第4号)を市長又は建築主事、若しくは所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。

3 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(名義等変更の届出)

第7条 許可等又は確認等を受けた者が当該工事を完了する前において、次の各号のいずれかに該当する内容の変更をしようとするときは、名義等変更届(様式第5号)を市長又は建築主事、若しくは所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。

(1) 建築主の変更又は建築主の住所若しくは氏名の変更

(2) 工事監理者の変更又は工事監理者の住所若しくは氏名の変更

- (3) 工事施工者の変更又は工事施工者の住所若しくは氏名の変更
- 2 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。
(工事監理者等の決定の届出)

第8条 法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物について、確認申請書又は計画通知書を提出する際に工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、工事着手前に工事監理者又は工事施工者を決定し工事監理者・工事施工者決定届出書(様式第6号)を建築主事、若しくは所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。

- 2 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。
(確認等の取消し)

第9条 許可等又は確認申請書若しくは計画通知書に虚偽の記載をして、許可等又は確認等を受けたことが判明した場合には、市長はその許可等を、建築主事はその確認等を取り消すことができる。
(関係図書の提出)

第10条 省令第1条の3第7項の規定により、施行条例第2条第2項ただし書、第4条第1項ただし書、第5条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書、第6条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第8条第1項の規定の適用を受けようとする者は、市長が必要と認める関係図書を提出しなければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長又は建築主事は、法、政令、省令又は施行条例の規定に適合するものであることについての確認をするため特に必要があると認める図書の提出を求めることができる。
(特定建築物の指定及び定期報告)

第11条 法第12条第1項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
 - (2) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル(屋外観覧席にあつては1,000平方メートル)を超えるもの
 - (3) 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
 - (4) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
 - (5) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場(個室付浴場業に限る。)、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)の用途に供する建築物で、階数が3以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
 - (6) 地下街の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- 2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項の報告書及び定期調査報告概要書に同項の調査結果表及び次の表に掲げる書類を添えてするものとする。

種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物など
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、報告に係る建築物とその他の建築物との別、土地の高低、敷地周囲の道路など
各階平面図	間取り、各室の用途、防火区画及び防火戸の位置、避難設備の位置など
その他必要図書	

- 3 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(次号に掲げるものを除く。)及び第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
 - (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(旅館又はホテルの用に供するものを除く。)及び第1項第4号に掲げる建築物 平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
 - (3) 政令第16条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物並びに第1項第5号及び第6号に掲げる建築物 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
- 4 法第12条第1項の規定による報告に係る事項は、当該報告の日前3月以内に調査したものでなければならない。
- 5 省令第5条第3項の報告書及び調査結果表並びに第2項の表に掲げる書類の提出部数は、正副2通とし、定期調査報告概要書の提出部数は、1通とする。

(特定建築設備等の指定並びに特定建築設備等及び工作物の定期報告)

第12条 法第12条第3項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築設備等で市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる建築物に設ける換気設備(法第28条第2項ただし書又は同条第3項の規定に基づき設ける換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条に規定する排煙設備で、排煙機又は送風機を設けるものに限る。)及び法第35条に規定する非常用の照明装置

(2) 前条第1項各号に掲げる建築物に設ける随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備(防火ダンパーを除く。)

2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。ただし、前項第1号に掲げる建築設備(非常用の照明装置を除く。)については、当該建築設備が設けられた前条第1項各号に掲げる建築物の種類に従い、同条第3項に定める時期とする。

(道路の位置の指定、変更又は廃止)

第13条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定(変更、廃止)申請書(様式第7号)及び道路の位置の指定(変更、廃止)通知書(様式第8号)に省令第9条に規定する図書を添え市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した者が当該土地又は建築物若しくは工作物に関して権利を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 法第42条第1項第5号に規定する道路としての位置の指定を受けたもの(以下「指定道路」という。)の位置を変更し又は廃止しようとする場合は、前2項及び省令第10条の規定を準用する。ただし、市長が変更又は廃止に係る審査に必要がないと認めた図書については省略することができる。

4 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者又は道路の位置の変更の承認を受けた者は、6センチメートル角以上で長さ45センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標ぐいでのその位置を表示しなければならない。ただし、側溝その他の永久構造物によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

(道路等に関する事業の施行区域内における指定道路の廃止)

第14条 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る部分で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区の区域内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による開発許可を受けた開発区域内に存在する指定道路で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

4 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとき又は前2項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨を公告しなければならない。

(道路とみなす道)

第15条 法第42条第2項の規定により、市長が指定する道は、都市計画区域内における法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル(法第42条第1項の規定により指定された区域内においては6メートル)未満、1.8メートル以上の道とする。

(建ぺい率の緩和)

第16条 法第53条第3項第2号の規定により、市長が指定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 街区の角(内角120度以内で交わる角地をいう。)にある敷地で道路(現に幅員がそれぞれ4メートル以上のもの。以下この条において同じ。)の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(2) 2以上の道路に接する敷地(街区の角にあるものを除く。)で道路の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(3) 直接又は道路を隔てて公園、広場、緑地、河川、沼沢又はこれらに類するものに接する敷地で前2号に準ずるもの

(総合設計制度)

第17条 法第59条の2第1項の規定による許可の適用対象地域は、商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が30/10以上の地域に限る。)とする。

2 建築物の容積率及び各部分の高さの上限に関する許可の基準は、市長が別に定める。

3 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不相当であると認め定める敷地面積の規模は、次のとおりとする。

用途地域	面積
商業地域	750平方メートル

(一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度)

第18条 法第86条から第86条の6の規定による認定又は許可の適用対象地域及び区域面積の規模は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第86条第1項の認定適用対象地域は岡山市全域とし、法第86条第1項及び第3項の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の特例を受ける区域(以下「一団地の区域の区域面積」という。)は政令第136条第3項表(ろ)欄の面積とする。
- (2) 法第86条第2項の認定適用対象地域は、法第86条第2項及び第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の特例を受ける区域(以下「一定の一団の土地の区域」という。)が商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が、30/10以上の区域に限る。)とし、区域面積は750平方メートル以上とする。
- (3) 法第86条第3項及び第4項の許可適用対象地域は、一団地の区域又は一定の一団の土地の区域が商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が、30/10以上の区域に限る。)とし、政令第136条の12第2項の規定により、読み替えて適用される政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める区域面積の規模は、次のとおりとする。

用途地域	面積
近隣商業地域	1,000平方メートル
商業地域	750平方メートル

2 建築物の容積率及び各部分の高さの上限に関する認定及び許可の基準は、市長が別に定める。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第19条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に定める建築物に接続する部分とする。

(道路面と敷地の地盤面とに著しく高低差のある場合)

第20条 政令第135条の2第2項の規定により建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高く、かつ土地の状況その他により安全上支障がない場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から2メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

(垂直積雪量)

第21条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の式により算定した数値とする。

$$\text{垂直積雪量(単位メートル)} = (\text{標高(単位メートル)} - 2.0) \times 0.0004 + 0.26$$

(法第22条の規定に基づく指定区域)

第22条 法第22条の規定により指定する区域は、都市計画区域内で防火地域及び準防火地域を除く岡山市全域とする。

(し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第23条 政令第32条第1項の表に掲げる特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号に規定する処理区域に予定されている区域を除く岡山市全域とする。

(住宅の容積率緩和の規定を適用しない区域)

第24条 法第52条第8項第1号の規定により、市長が岡山市都市計画審議会の議を経て指定する区域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、近隣商業地域、商業地域とする。ただし、旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域を除く。

(住宅の容積率緩和の規定を適用する区域等)

第25条 法第52条第8項第1号の規定により、都市計画審議会の議を経て指定する区域は、旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域内の、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、近隣商業地域及び商業地域とする。

2 法第52条第8項の規定により別に定めた数値は、次のとおりとする。

$$V_r = V_c \times [1 + \{ [3 / (3 - R) - 1] \times 0.4 \}]$$

この式において V_r 、 V_c 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 法第52条第8項に規定する別に定めた数値

V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率

R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が4分の1未満の場合は0とする。

(用途地域の指定のない区域の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さ)

第26条 法第52条第1項第6号、法第53条第1項第6号、法第56条第1項第1号及び法別表第3第5号(に)欄並びに法第56条第1項第2号二に規定する、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定める数値は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築基準法第52条第1項第6号に規定する数値 20/10

ただし、旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域は10/10とする。

(2) 建築基準法第53条第1項第6号に規定する数値 6/10

ただし、市道高松稲荷12号線地先(高松稲荷481番地)から市道高松稲荷7号線地先(高松稲荷681番地)までの市道高松稲荷高松線(高松稲荷参道)の道路境界から30mの区域内は7/10とし、旧灘崎町の区域は5/10とする。

(3) 建築基準法第56条第1項第1号及び同法別表第3第5号(に)欄に規定する数値 1.5

(4) 建築基準法第56条第1項第2号二に規定する数値 2.5

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

(用途地域等に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている用途地域に関しては、改正法の施行の日(昭和46年1月1日)から起算して3年を経過する日までの間は、この規則による改正前の岡山市建築基準法施行細則は、なおその効力を有する。ただし、3年を経過する日以前に改正法附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画について用途地域が決定されたときは、この限りでない。

附 則(昭和51年市規則第9号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年市規則第67号)

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年市規則第7号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年市規則第7号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年市規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年市規則第6号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年市規則第16号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年市規則第70号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(昭和62年市規則第88号の2)

この規則は、昭和62年11月16日から施行する。

附 則(昭和63年市規則第1号)

この規則は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則(平成元年市規則第8号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年市規則第11号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年市規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年市規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

(用途地域に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、改正法附則第4条の規定が適用される間は、この規則による改正前の岡山市建築基準法施行細則は、なおその効力を有する。

附 則(平成6年市規則第132号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成8年市規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第121号)

この規則は、公布の日から施行し、同日前に申請のあった許可等又は確認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成12年市規則第64号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第176号)

この規則は、平成12年9月29日から施行する。

附 則(平成12年市規則第196号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年市規則第165号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年市規則第106号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年市規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(建築確認事務等手数料の減免に関する経過措置)

- 2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく事業その他の公共事業の施行により移転されるもののうち、この規則の施行前に締結された当該移転に関する補償契約に係るものについては、この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間は、当該事業より補償の対象となった建築物の延べ床面積から算出された確認事務等手数料の額で、確認事務等手数料として補償されなかった額を減額又は免除することができる。

附 則(平成17年市規則第174号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第290号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成19年市規則第283号)

この規則は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第91号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年市規則第308号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第29号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第138号)

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成22年市規則第164号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第132号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第180号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岡山市建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第11条第3項の規定にかかわらず、改正前の岡山市建築基準法施行細則第11条第3項の規定により平成28年に報告を行った新規則第11条第1項第5号及び第6号に掲げる建築物については、平成29年の報告を要しないものとする。
- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、初回の報告については平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に初回の報告を行う者に係る2回目の報告の時期は、平成31年4月1日から平成31年5月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

附 則(令和3年市規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表1(第5条関係)

図書の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、地盤面、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

別表2(第5条関係)

図書の種類	(あ) 対象区域の土地の公図の写し(法務局備え付けのもの)
	(い) 対象区域の土地の登記事項証明書
	(う) 同意又は合意した者の印鑑証明書

様式第1号から様式第1号の3まで 削除

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

工場等調査書

1 申請者住所						
2 申請者氏名						
3 設置場所						
4 工場名						
5 原材料名		6 製品名				
工場 (作業場) 関係	7 申請にかかる作業および設備の概要					
			現 在	申請による増 加	申請による減 少	合 計
	8 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²
	9 建築面積					
	10 床面積	イ 作業場				
		ロ 事務所				
		ハ 倉庫				
		ニ 厚生施設				
		ホ その他				
	合計					
11 原動機の出力の合計		Kw	Kw	Kw	Kw	
12 従業員数		人	人	人	人	
危険物関係	13 常時貯蔵する危険物		14 製造又は他の事業を営む工場において処理する危険物			
	危険物の種類	最大数量	危険物の種類	最大停滞量		

(注) 危険物とは、建築基準法施行令第116条第1項の表にかかげるものを記入すること。

認定申請書
(第1面)

岡山市建築基準法施行条例(平成12年市条例第118号)第 条第 項ただし書の規定による認定の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

岡山市長 様

申請者 氏名

1 申請者

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 電話番号

2 設計者

- イ 資格 ()建築士 ()登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

※手数料欄

※受付欄

年 月 日
第 号
係員氏名

※決裁欄

※認定番号欄

年 月 日
第 号
係員氏名

(注)※印欄は記入しないでください。

(第2面)

建築物及びその敷地に関する事項

- 1 地名地番
- 2 住居表示
- 3 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし

- 4 その他の区域、地域、地区、街区
- 5 道路
- イ 幅員 m
- ロ 敷地と接している部分の長さ m
- 6 敷地面積
- イ 敷地面積 (1) () () ()
(2) () () ()
- ロ 用途地域等 () () ()
- ハ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率
() () ()
- ニ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率
() () ()
- ホ 敷地面積の合計 (1) ()
(2) ()
- ヘ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値
- ト 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
- チ 備考
- 7 主要用途 (区分)
- 8 工事種別
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の様様替
- 9 建築面積 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
- イ 建築面積 () () ()
- ロ 建ぺい率
- 10 延べ面積 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
- イ 建築物全体 () () ()
- ロ 地階の住宅又は老人ホーム等の部分
() () ()
- ハ エレベーターの昇降路の部分
() () ()
- ニ 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分
() () ()
- ホ 自動車車庫等の部分 () () ()
- ヘ 備蓄倉庫の部分 () () ()
- ト 蓄電池の設置部分 () () ()
- チ 自家発電設備の設置部分 () () ()
- リ 貯水槽の設置部分 () () ()
- ヌ 宅配ボックスの設置部分 () () ()
- ル 住宅の部分 () () ()
- ヲ 老人ホーム等の部分 () () ()
- ワ 延べ面積 () () ()
- カ 容積率
- 11 建築物の数
- イ 申請に係る建築物の数
- ロ 同一敷地内の他の建築物の数
- 12 工事着手予定年月 年 月
- 13 工事完了予定年月 年 月
- 14 その他必要な事項
- 15 備考

(第3面)

建築物別概要

- 1 番号
- 2 工事種別等 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設
- 3 構造 造 一部 造
- 4 階数 イ 地階を除く階数
ロ 地階の階数
- 5 高さ イ 最高の高さ
ロ 最高の軒の高さ
- 6 用途別床面積
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
イ() () () () ()
ロ() () () () ()
ハ() () () () ()
ニ() () () () ()
ホ() () () () ()
- 7 その他必要な事項
- 8 備考

- 1 番号
- 2 工事種別等 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設
- 3 構造 造 一部 造
- 4 階数 イ 地階を除く階数
ロ 地階の階数
- 5 高さ イ 最高の高さ
ロ 最高の軒の高さ
- 6 用途別床面積
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
イ() () () () ()
ロ() () () () ()
ハ() () () () ()
ニ() () () () ()
ホ() () () () ()
- 7 その他必要な事項
- 8 備考

様式第2号の3(第5条関係)

認定通知書

第 年 月 日 号

申請者

様

特定行政庁

岡山市長

印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、岡山市建築基準法施行条例第 条第 項ただし書の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所 岡山市

3 建築物又はその部分の概要

イ 主要用途

ロ 工事種別

ハ 延べ面積(建築物全体)

a 申請部分

b 申請以外の部分

c 合計

ニ 申請棟数

ホ 主たる建築物の構造

ヘ 主たる建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)

地階の階数

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号(第6条関係)

取 り や め 届

岡山市建築基準法施行細則(昭和48年市規則第56号)第6条第2項の規定により、次の建築物の確認(許可)の全部(一部)を取りやめることを届け出ます。

年 月 日

岡 山 市 長 様
建 築 主 事

住 所
建築主(通知者) フリガナ
氏 名

1 確認 計画通知番号 許可	第 号	
2 確認 計画通知年月日 許可	年 月 日	
3 主 要 用 途		
4 敷地の地名地番		
5 取りやめた理由		
6 取りやめた部分		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 承 認 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注) ※印欄は記入しないでください。
許可等または確認の通知書を添えて提出してください。

取 り 下 げ 届

岡山市建築基準法施行細則(昭和48年市規則第56号)第6条第2項の規定により、次の建築物の申請を取り下げを届けます。

年 月 日

岡 山 市 長 様
建 築 主 事

住 所
建 築 主 (通 知 者)
よ り が な
氏 名

1 ※ 受 付 番 号	第 号	
2 ※ 受 付 年 月 日	年 月 日	
3 主 要 用 途		
4 敷地の地名地番		
5 取り下げた理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 承 認 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注) ※印欄は記入しないでください。

名 義 等 変 更 届

岡山市建築基準法施行細則(昭和48年市規則第56号)第7条第1項の規定により、
 { 建築主 } の { 変更 } をすることを届け出ます。
 { 工事監理者 } の { 住所の変更 }
 { 工事施工者 } の { 氏名の変更 }

年 月 日

岡山市長様
 建築主事様

(旧) 建築主 住所
ふりがな
 氏名

1 <small>(確認 許可)</small> 番号年月日	第 号 年 月 日	
2 敷地の地名地番	岡山市	
3 主要用途		
変 更 事 項	4 新建築主住所氏名	
	5 旧建築主住所氏名	
	6 新工事監理者資格住所氏名 建築士事務所名	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号 電話
	7 旧工事監理者資格住所氏名 建築士事務所名	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号 電話
	8 新工事施工者名住所氏名	建設業()登録第 号
	9 旧工事施工者名住所氏名	建設業()登録第 号
10 変更理由		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 承認欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注) ※印欄は記入しないでください。
 旧建築主がこの届出をすることができないときは、10 変更理由欄にその理由を記載の上、新建築主がこの届出をすること。

工事監理者
 工事施工者

決定届出書

年 月 日

岡山市建築基準法施行細則(昭和48年市規則第56号)第8条第1項の規定により、工事監理者又は工事施工者を届け出ます。

建築主様

建築主 住所
 氏名
 (電話番号)

1 敷地の地名地番	
2 主要用途	
3 確認番号 及び年月日	第 号 年 月 日
4 工事監理者 氏名住所	()建築士 ()登録第 号 氏名 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 建築士事務所名 〒 (電話番号) 工事と照合する設計図書
5 工事施工者 氏名住所	氏名 建設業の許可 ()登録第 号 営業所名 〒 (電話番号)

(注) □印欄の該当するものにレを入れること。

道路の位置の指定（変更、廃止）申請書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第4項第5号による道路の位置の指定（変更、廃止）を受けたもので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第91条の規定により申請します。

なお、この申請書および添付図面に記載の事項は事実と相違ありません。

年月日
 国山市長 印
 申請者氏名

1	申請者住所					
2	申請代業者住所氏名					
3	申請図面作成者住所氏名					
4	工事施工者住所氏名					
5	イ 用途地域	ロ 区域				
		ハ 地名・地番	ニ 地目	ホ 土地権利者氏名		
		ヘ 工事物等権利者氏名	セ 所有者	ソ 他の権利者		
6	土地の調査面積	ア イ 道路部分	カ ロ 宅地部分	ク		
7	道路幅員	幅員	ハ 道路幅員	ニ 延長	ホ 幅員勾配	ヘ 地名・地番
		道	m	m	m	%
		路	m	m	m	%
		間	m	m	m	%
		表	m	m	m	%
8	工事年月日	着手	年月日	完了	年月日	
9	申請（変更、廃止）理由					
10	道路管理者住所氏名					
届受付欄		届指定期	届指定期	届指定期	届指定期	
年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	

種別	住所	氏名	印
申請者			
申請代業者			
申請図面作成者			
工事施工者			
土地権利者			
所有者			
他の権利者			
工事物等権利者			
道路管理者			

※ 指定の条件

- 道路は常に適正に保持すること。
- 界標等は移動又は滅失しないよう保持すること。
- 常に管理者を定めておくこと。

注意

- 欄内のある欄は記入しないこと。
- 権利関係は、土地又はその土地の建築物若しくは工作物について、該当する権利（所有権、賃借権等）をそれぞれ記入すること。
- 道路管理者は、指定道路を管理することとなる者を記入すること。
- 数字は算用数字、単位はメートル法で、固インク等にて記入すること。

様式第8号（第13条関係）

道路の位置の指定（変更、廃止）通知書

この申請書および添付図面に記載の道路の位置の指定（変更、廃止）計画は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の道路として（次の条件を付けて）位置の指定をいたしましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第91条第3項の規定により通知します。

届定番号 第 号
 届定年月日 年月日
 国山市長 印

1	申請者住所氏名					
2	申請代業者住所氏名					
3	申請図面作成者住所氏名					
4	工事施工者住所氏名					
5	イ 用途地域	ロ 区域				
		ハ 地名・地番	ニ 地目	ホ 土地権利者氏名		
		ヘ 工事物等権利者氏名	セ 所有者	ソ 他の権利者		
6	土地の調査面積	ア イ 道路部分	カ ロ 宅地部分	ク		
7	道路幅員	幅員	ハ 道路幅員	ニ 延長	ホ 幅員勾配	ヘ 地名・地番
		道	m	m	m	%
		路	m	m	m	%
		間	m	m	m	%
		表	m	m	m	%
8	工事年月日	着手	年月日	完了	年月日	
9	申請（変更、廃止）理由					
10	道路管理者住所氏名					
届受付欄		届指定期	届指定期	届指定期	届指定期	
年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	

種別	住所	氏名	印
申請者			
申請代業者			
申請図面作成者			
工事施工者			
土地権利者			
所有者			
他の権利者			
工事物等権利者			
道路管理者			

※ 指定の条件

- 道路は常に適正に保持すること。
- 界標等は移動又は滅失しないよう保持すること。
- 常に管理者を定めておくこと。

注意

- 欄内のある欄は記入しないこと。
- 権利関係は、土地又はその土地の建築物若しくは工作物について、該当する権利（所有権、賃借権等）をそれぞれ記入すること。
- 道路管理者は、指定道路を管理することとなる者を記入すること。
- 数字は算用数字、単位はメートル法で、固インク等にて記入すること。